

包括外部監査の結果報告書（要約）

テーマ 外郭団体の財務に関する事務の執行について

倉敷市包括外部監査人

小川 洋一

（平成24年2月23日訂正版）

包括外部監査の結果報告書要約

平成 24 年 2 月 16 日

倉敷市包括外部監査人

公認会計士 小川 洋一

第 1 章 包括外部監査の概要

1. 監査対象の選定

(1) 監査対象

外郭団体の財務に関する事務の執行について

(2) 外部監査対象期間

平成 22 年度（必要に応じて平成 21 年度以前の年度分を対象年度に含む）

2. 監査対象として選定した理由

「外郭団体」の倉敷市の財政等に占める割合は高いが、過去の包括外部監査において委託契約や補助金・貸付金の監査等で部分的に監査されているものの、土地開発公社等を除き「外郭団体」を直接取り上げて監査されたことはない。

倉敷市の行財政改革のためにも「外郭団体」の設立目的、業務内容等を再検討し、運営の効率化を図っていくことが必要であるが、今後民間への事業移管という流れが加速する中で、あらためて「外郭団体」の存在意義が問われている。また、社団法人・財団法人については、公益法人改革関連三法が平成 20 年 12 月 1 日付で施行され、平成 25 年 11 月 30 日までに一般法人の認可か公益法人の認定を受ける必要があり、そのような意味でもタイムリーなテーマと考えた。さらに、平成 19 年度、近隣市において生じた外郭団体の多額の債務超過と経理の不祥事も、テーマ選択に少なからず影響を与えた。

第2章 外郭団体の財務に関する事務の執行について

第1 監査の結果及び意見（総括）

1. 監査対象団体の選定

検討対象外郭団体							
	外郭団体	倉敷市 (注1)	岡山県 (注2)	過去の監 査対象	監査対象	監査対象外	除外理由
1	財団法人倉敷市開発公社	○		○		○	過去監査
2	倉敷市土地開発公社	○		○		○	過去監査
3	倉敷まちづくり株式会社	○				○	小規模
4	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	○			○		
5	社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会	○			○		
6	社団法人倉敷市シルバー人材センター	○			○		
7	財団法人倉敷市保健医療センター	○			○		
8	財団法人倉敷市文化振興財団	○			○		
9	財団法人倉敷市スポーツ振興事業団	○			○		
10	社団法人倉敷観光コンベンションビューロー	○			○		
11	財団法人倉敷市船穂農業公社	○			○		
12	ふなおワイナリー有限会社	○				○	小規模
13	倉敷ファッションセンター株式会社		○			○	県の外郭団体
14	水島臨海鉄道株式会社		○			○	県の外郭団体
15	倉敷市開発ビル株式会社	○			○		
16	くらしきシティプラザ東西ビル管理株式会社	○			○		
17	財団法人倉敷スポーツ公園		○			○	県の外郭団体
18	財団法人倉敷市学校給食会	○			○		
	(注1) 倉敷市の外郭団体に該当						
	(注2) 岡山県の外郭団体に該当						
	対象団体の基準						
1	土地開発公社(地方自治法施行令第152条)						
2	出資50%以上						
3	出資25%以上50%未満で役員派遣等市が関与						
4	収入の2分の1以上が市からの収入 又は継続的に役員派遣(OB含む)等市が経営に関与						

倉敷市の外郭団体は、上記「対象団体の基準」によって18団体（詳細は第3資料編 参照）を抽出できる。その中から、地方公共団体の影響度合い、過去の監査テーマか否か及び規模等の基準から、監査人が監査対象に選定した団体は、上記11団体である。

2. 監査結果要約

指摘事項の件数（意見の件数），未監査：N/A

		倉敷市シ ルバー人 材センタ ー	倉敷市文 化振興財 団	倉敷市総 合福祉事 業団	倉敷市社 会福祉協 議会	倉敷市保 健医療セ ンター	倉敷市ス ポーツ振 興事業団	倉敷市学 校給食会	倉敷市船 穂農業公 社	倉敷観光 コンベン ションビ ューロー	くらしき シティプ ラザ東西 ビル管理	倉敷市開 発ビル
法人形態		社団法人	財団法人	社会福祉 法人	社会福祉 法人	財団法人	財団法人	財団法人	財団法人	社団法人	株式会社	株式会社
事業		(1)	(1)	(1)	(2)	(1)		(1)	(1)		(1)	(2)
組織		(2)	(1)	1		(1)	(2)	(1)	(3)	(1)	(2)	
内部統制		(7)	1(8)	(2)	(3)	(8)	(5)	(2)	1(5)	1(1)	1	N/A
財務	現物照合	(5)		7	5(3)	1(1)	(1)	(1)	1	1(1)	1(1)	1
	出納	6(4)	3(8)	4(1)	5(2)	3(3)	5(3)	1(5)	10(4)	2(2)	2	
	その他		(1)	(2)	(2)			1(1)	(1)	(1)		
リスク管 理	契約	5(1)	9(2)	7(2)		3(1)		1				
	情報シス テム	(4)	(7)	(5)	(10)	N/A	N/A	N/A	N/A	(1)	(1)	N/A
	その他	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(4)	1(3)	
3E	有効性							(1)	(3)		N/A	N/A
	効率性・経 済性	(1)							(1)	(1)	N/A	N/A
	その他	(1)		(1)	(1)						N/A	N/A
指定管理 者制度		(1)	(1)	(1)				N/A	N/A	N/A	N/A	
措置状況			(2)				1				1(3)	2(1)
計		11(28)	13(33)	19(17)	10(26)	7(17)	6(13)	3(13)	12(19)	4(12)	6(11)	3(3)

(1) 倉敷市外郭団体の内部統制の改善について（提言）

岡山市が実施した外郭団体の内部統制について（岡山市監査委員報告第14号 平成21年5月15日）を参考にして、以下倉敷市外郭団体の内部統制の改善について提言する。

①経理と出納の分離について

倉敷市の外郭団体の場合も、職員数が限られ内部統制に十分な人員を割けない団体がほとんどである。しかし、大量の事務を処理する日常業務にあっては、有効な内部統制なしには正確な事務処理は期待できない。内部統制の欠陥を放置することは危険であり、何らかの形で補完する必

要がある。少人数の組織では、経理担当が出納も担当せざるを得ないので、「各団体の職員数に応じたダブルチェック体制」を設けて対応することになる。職員間によるダブルチェック体制が不十分な組織の場合には、担当上司が、下から上がってきた書類の内容を読んで承認するだけでは不十分で、書類の内容を一つ一つチェックする程度の精度をもって処理すべきである。また、岡山市監査委員は、「小規模法人においても、できうる限り同一人に集中しないよう配慮されたい」と指摘している。

日常業務は、そのようにして日々対応することになるが、団体が公表する決算書になると、年に1回のことなので、その際は公認会計士等外部の専門家にチェックしてもらうことで対処可能である。さらにその上に行く指摘として、岡山市監査委員は、「外部の公認会計士監査の活用も考慮されたい」と提言している。

②経営状況の把握とチェックについて

外郭団体の経営状況を、理事、監事、評議員及び事務局が的確に把握し、検証するとする岡山市監査委員の指摘は、そのとおりである。我々は、理事会議事録を閲覧したが、書面だけでは理事の方々がどの程度経営状況を把握できているか、真のところはわからなかった。ただ、決算承認の理事会において、単に事務局の説明を聞くだけでは経営状況を把握したことにはならないが、理事会に出席すらしない理事の場合には、問題外である。

③内部監査制度の確立

十分な職員数のある組織が、さらにステップアップするところに位置するのが、内部監査制度である。岡山市では、原則として内部監査制度を確立しなさい、と言っている。倉敷市の場合、部分的にこれを取り入れている団体もあるが、これを本格的に導入できる団体はほとんどないと言える。但し、少人数ではあっても、兼務で内部監査担当者を設けることのできる団体があるので、ぜひ検討していただきたい。

④内部監査組織を設置できない団体の内部統制

岡山市監査委員によれば、チェック体制、業務の分担等内部統制の充実や業務リスクへの対応、監事監査の充実等により内部統制の有効性を確保すべきと指摘している。倉敷市の外郭団体は、内部監査制度の確立が困難な団体が多いと考えられるため、参考となる。監査委員が監事監査の充実で提言していることは、「公認会計士等を監事に起用すること」である。監事監査が非常に重要であること、その一方で監事を補佐する専任職員が存在しないことが根拠とされている。「等」には弁護士、税理士が入ると思われる。監事を当て職とすることなく、監査能力のある方を人選して、監事監査を有効に機能させていただきたい。

⑤情報公開について

インターネットによる情報提供が指摘されている。「法人の情報提供の充実により業務運営の透明化及び適正化を図るため、より一層の情報提供への積極的な姿勢が望まれる」としている。倉

敷市の外郭団体で、ホームページすら持っていない団体もあるし、決算書の公開となると、ほとんどできていない。改善すべきである。

⑥ジョブローテーション

経理担当者と出納担当者の分離は理想であるが、少人数の組織では不可能な場合もある。しかし、適切な人材育成制度を設け、それを前提として適時な職務担当者の配置換え（ジョブローテーション）を制度化することは、中長期的な対応策としては非常に有効である。倉敷市の外郭団体では、長期間にわたって同一の職員が経理や出納を担当している。しかし、これは内部統制上、非常に危険な状態の一つと考えるべきである。なぜなら、経理上の不祥事を起こした外郭団体では、共通して、出納を長期間同一の役職員が担当していたからである。たとえば、2県の国保連で億円単位(一つの国保連では10億円以上の被害となった)の巨額着服事件が相次いで起こった。その後の改善策として、両団体ともに経理等担当者の3年程度の異動が制度化された。岡山市監査委員の指摘にはなかったが、経理等担当者の定期的な人事異動制度を是非導入すべきである。そのため、組織的に対応しようとするれば、経理担当者だけ交代すればよいというような単純なことではなく、専門的知識・経験も配慮しつつ、他の課の定期的な人事異動とも連動し、また、その基礎となる適切な人材育成制度も必要となる。

少人数の組織で経理向きの職員を見出すことは困難かもしれないが、よく探せばいらっしゃるものであり、人を育てていくことが肝要である。さらに言えば、経理が特殊な能力を必要とする事務であると過信しないことである。現在は、会計ソフトが充実しており、日常処理なら専門的知識は必ずしも必要ではない。

第2 監査の結果及び意見（個別）

1. 倉敷市シルバー人材センター

監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度）

NG：指摘事項ないし意見あり

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事 項・意 見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似している事業・施設はあるか	○			他の外郭団体との類似性はない。	
	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われてはいないか	○			少子高齢化社会は今後ますます急速に進展していくため、その目的はますます重要になり、存在意義は大きい。	
	民間の事業者で代替可能な事業を行っていないか			○	シルバー人材センター事業は高齢者への就業機会の提供を目的として総合的に仕事を受託するが、施設管理など個々の仕事を専門的に事業展開する民間企業はある。一定金額以上の継続的・定型業務の仕事は、民間企業の参入障壁が低いため、より一層、自主事業を検討、実施する必要がある。	意見
	収支が赤字の事業はないか	○			今後の見通しは厳しい。	
	不採算の事業ないし拠点の定期的な見直しは行われているか	○			平成23年4月1日現在、平成23年度から支所を連絡所に規模縮小した船穂地区の会員数は119人（7.2%）で、支所が設置されている真備地区の会員数は231人（14%）である。真備支所についても、平成21年10月策定の「事業等見直し計画」において、継続審議となっている。	
	長期事業計画を作成しているか	○			平成18年度に策定した「第四次中期計画」（平成19～23年度の5か年）	

				を見直すべく、平成 21 年 10 月に、平成 21 年度からの 3 か年の「事業等見直し計画」を策定した。新公益法人移行後に、新たな中期計画策定を検討中である。	
組織	役員の数・任期等は定款ないし寄付行為の要件を満たしているか	○		理事の人数が定款 10 人以上 18 人以内に対して 18 人	
	役職別の人数・選出団体は法人の規模・事業等を考慮して適正か	○		理事 18 人・監事 2 人 理事は倉敷・真備・船穂・玉島・児島・水島の各地区から選出された正会員と学識経験者で構成されている。	
	理事長は常勤か	○			
	組織は事業を実施する上で効果的に編成されているか	○		組織は事務局のみである。支所又は連絡所は事務局に属し、支所の事業内容は、主に、会員との連絡調整や地域での受注事務である。規模が小さいのでやむを得ない。	
	市職員（出向）ないし市 OB の活用は適正か。過度な負担を強いられていないか。	○		市 OB 3 名（理事長・事務局長・真備支所長） 管理職に登用すべき人材がプロパー職員の中で不足しており、また、市 OB 職員人件費は補助対象であるため、再雇用している。	
	プロパー職員の人材育成は適正か		○	プロパー職員のうち 1 名を事務局次長に、1 名を主任に任命している。現在の財務状況下では、特別な人材育成を行っていない。長期的展望も必要である。	意見
	能力給の導入は行われているか		○	特別な能力給の要素はない。受注獲得や新入会員確保の実績に対して手当を支給する等により、職員の士気向上を図ってはどうか。	意見
財務	財務状況が毀損していないか	○			
	財務数値は適正か	○		自己資本比率 60.8%、流動比率 230.0%、経常収支比率 101.65%	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支			○	

	を圧迫していないか					
	市に対する財政依存は過度でないか	○		収入 599,537 千円に占める、補助金 41,980 千円及び委託料 200,372 千円（発注先が公共機関である契約を倉敷市との取引とみなす）の合計 242,352 千円の割合は 40.4% シルバー人材センターへの随意契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定があり、会員への仕事の配分のためである。		
	基本財産は適正に運用されているか			○		
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○			特定資産は、中国銀行の定期預金で運用されている。	
	現物資産の管理状況は適正か	○			③の現物照合を参照（注） 一部につき意見	
リスク管理（契約・情報システム）	情報公開に関する体制は整備されているか	○			文書開示事務取扱要綱あり	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○			個人情報保護規程あり	
	苦情解決に関する体制は整備されているか			○		
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか			○	コンプライアンス規程、マニュアル等を策定すべきである。	意見
	法務リスクの管理は適正か			○	⑤の契約参照	意見
	情報システムのリスク管理は適正か			○	⑥の情報システム参照	意見
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか			○	監事監査のみである。監事には税理士が含まれているが、決算に誤謬が多い。経済的負担も考慮して、少なくとも監事監査の質を向上させるべきである。	意見
3E（有効性・経済性・効率性）	利用者数等の 3E に資するデータを収集しているか	○			事業報告がホームページで公開されており、その中で、会員の状況、事業実績（受託事業収益）データを掲載している。	
	利用者の満足度調査を実施している			○	企画提案方式による事業（高齢者等	意見

	か			日常生活サポート事業) については料理講習会や会員の意見交換会等を開催し、情報収集と資質向上に努めている。就業機会提供事業については、「事業等見直し計画」の中で検討している発注者アンケートをぜひ実施すべきである。	
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か	○		平成22年10月にホームページをリニューアルして情報提供に努めている。また、報道機関への情報提供、公共施設にポスター掲示、街頭キャンペーン活動、地域イベントへの出店参加、ボランティア活動等を実施している。	
	支出項目の見直しは定期的になされているか	○		「事業等見直し計画」策定時に本格的に経費を見直し、段階的に実施している。会員、役員、職員に関する経費以外の諸経費については、毎年度の予算編成時にコスト意識を持って節減を図っている。	
指定管理者制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか	○		倉敷市歴史民俗資料館は、市指定重要文化財である。入館料は無料。複雑な業務ではない。	
	指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか	○		収支のバランスが取れている。	
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか	○		⑤契約参照	
	指定管理者の選定方法は適正か	○		本センター以外でも施設の管理は実施可能であるが、会員への仕事の配分のため、非公募とする合理的理由が認められる。	

(注) 参照とは、要約版ではなく本文参照という意味である (以下同じ)。

②内部統制

指摘（意見を含む）した項目のみ掲げる。

与信管理、承認手続の厳格化、業務マニュアル作成、理事会、発注先選定の公正性、税金管理、保険の付保状況の確認、起案書の決裁日、議事録署名について

③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・印紙・固定資産・備品）

現金の速やかな預け入れ、備品台帳の整備、薬剤の管理、切手・収入印紙の管理について

④ 財務

出納の監査結果

固定資産の会計処理誤り、固定資産注記の開示誤り、未払税金未計上他

⑤ 契約（市との委託契約・指定管理契約・業者との業務委託契約）

1) 理事会について、特定の理事らの出席率が極めて低い。

2) 監事は、当センターの理事会に出席するとともに、理事会の議事録には、その出席、欠席を明記すべきである。

3) 当センターの会員が作業するに際しての、不慮の事故に対する対策を強化し深めるべきである。

4) 倉敷市と当センターとの間に締結された「倉敷市歴史民俗資料館指定管理者業務委託協定書」につき、指定が不可抗力により終了した場合の指定管理料の精算につき、日割によるものと明記すべきである。

5) 当センターが倉敷市をはじめとする公共団体から作業委託を受ける際の契約書には、暴力団排除条項を規定すべきである。

6) 当センターが、一般市民から作業委託を受ける際に、暴力団排除条項を規定するとともに、暴力団等でないことの誓約書を徴求すべきである。

⑥ 情報システム

情報システムの運用ルール、アクセス権管理、サーバーの物理的な管理、個人情報の管理について意見を述べている。

⑦ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）

平成 22 年度を取り挙げると、1 人当たり補助金額 38,571 円は、会員から徴収する年会費 3,200 円の約 12 倍に相当する。同年度の加入率 1.08% の高年齢者に対して支出する補助金としては、合理的な金額とは言い難い。なお、本センターの加入率は、岡山県計の 1.4% を下回り、岡山市の 0.8% に次いで低い。会員 1 人当たりの補助金額は漸減しているが、検討中の入会説明会、普及啓発活動の見直しを具体的に実践するとともに、新規入会者に対して本センター及び当該事業を知ったきっかけを情報収集等することにより、より効果的な会員確保活動を推進すべきである。

2. 財団法人倉敷市文化振興財団

監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度）

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事 項・意 見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似して いる事業・施設はあるか	○				
	設立目的を達成し、法人の存在意義が 失われてはいないか	○			文化都市・倉敷の進展に寄与するこ とに終焉はない。	
	民間の事業者で代替可能な事業を行 っていないか			○	文化事業の企画・実施について、本 財団は、倉敷市文化振興基本計画に 沿った運営をしている。個別の事業 自体は民間事業者でも可能である。 また、文化施設の管理・運営は、文 化事業以上に民間事業者が代替し うる。	意見
	収支が赤字の事業はないか	○				
	不採算の事業ないし拠点の定期的な 見直しは行われているか			○	文化事業において収支比率が100% を超えている個別事業は僅かで、支 出超過は倉敷市からの運営費補助 金で賄われている。	
	長期事業計画を作成しているか			○	財団独自のものはなく、倉敷市文化 振興基本計画に依っている。財団独 自の中・長期的目標ないし計画を策 定すべきである。	意見
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄付 行為の要件を満たしているか	○			理事及び評議員について、寄付行為 で10人以上15人以内と定められて いるところ、各々11人が就任してい る。	
	役職別の人数・選出団体は法人の規 模・事業等を考慮して適正か	○			理事11名・監事2名・評議員11名・ 顧問4名・アドバイザー3名 役員は文化の専門学識経験者や地 元経済界からの選出が多い。	
	理事長は常勤か			○	理事長（くらしき作陽大学理事長） は非常勤であるが、常務理事が常勤	

				であり、問題ない。	
	組織は事業を実施する上で効果的に編成されているか	○		事務局に次の課、館が置かれている。総務課・事業課・倉敷市文化交流会館・倉敷市民会館・倉敷市芸文館・倉敷市児島文化センター・倉敷市玉島文化センター・マービーふれあいセンター	
	市職員（出向）ないし市OBの活用は適正か。過度な負担を強いられていないか。	○		市OB10名（プロパー職員2名が課長補佐に就いているものの、年齢的に若い職員が多いこともあって管理職不足である。したがって、6施設の館長、事務局長、総務課長、事業課長という管理職トップは全て市OB職員である。）	
	プロパー職員の人材育成は適正か	○		文化施設に指定管理者制度が導入されてからは、職員の採用計画はない。指定管理者事業に従事する職員に公的資格の取得促進や接遇等の外部研修を行ってはいるが、人材育成の観点では不十分である。	意見
	能力給の導入は行われているか	○		初任給・管理職手当・退職手当の支給率は倉敷市の水準を下回るが、基本的には倉敷市職員に準じた取扱いをしている。	
財務	財務状況が毀損していないか	○			
	財務数値は適正か	○		自己資本比率 71.19%、流動比率 110.8%、経常収支比率 102.4%	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか		○	本財団の事業目的たる文化事業及び指定管理者事業は、民間企業等では収益事業である。	
	市に対する財政依存は過度でないか		○	指定管理料収入 291,950 千円及び補助金収入 226,569 千円の合計 518,519 千円は事業活動収入 760,722 千円の 68.2%を倉敷市の財政支出に依存している。指定管理者事業における施設利用料収入、文化事業における入場券販売収入等、自	意見

				前収入の増収を図るべきである。また、協賛金収入、HPにおけるバナー広告などの広告収入等、新たな収入源も検討すべきである。	
	基本財産は適正に運用されているか	○		2年物利付国債及び中国銀行のスーパー定期預金で運用	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		(例)株式・投資信託・社債・デリバティブ等	
	現物資産の管理状況は適正か	○		③の現物照合を参照	一部につき意見
リスク管理(契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか	○		情報公開規程あり	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○		個人情報保護規程あり	
	苦情解決に関する体制は整備されているか		○		
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	コンプライアンス規程、マニュアル等を策定すべきである。	意見
	法務リスクの管理は適正か		○	⑤の契約を参照	意見
	情報システムのリスク管理は適正か		○	⑥の情報システムを参照	意見
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか		○	監事には公認会計士等の専門家が含まれていないが、顧問税理士による会計指導を受けている。規模から判断して外部監査を導入すべきである。	意見
3E(有効性・経済性・効率性)	利用者数等の3Eに資するデータを収集しているか	○		事業報告書に、文化事業のチケット販売数・事業収支、指定管理者事業の施設別月別の利用件数等のデータを詳細に記載している。当該報告書はHPで公開している。	
	利用者の満足度調査を実施しているか	○		文化事業についてはその都度アンケートを取っており、指定管理者事業については独自のモニタリングを行っている。	
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か	○			

	支出項目の見直しは定期的になされているか	○		文化事業については個別事業別に、指定管理者事業については各施設別に予算編成している。	
指定管理者制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか		○	事業報告書記載の施設別月別利用実績から、施設によって各室の利用率に著しい差がある。過去3年間で毎年同じような傾向にあるため、原因分析と利用率向上等の検討が必要である。(下記のコメント参照)	意見
	指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか	○		平成18~20年度は文化施設指定管理者事業の1期目であり、当期収支差額の事業収入に対する割合が10%以上の多額の黒字を計上していたが、平成21年度からの2期目は、事業計画の見直しにより指定管理料が削減され、黒字幅は縮小している。 本文④の財務のEを参照	
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか			本文⑤の契約を参照	
	指定管理者の選定方法は適正か		○	非公募型である。本財団の文化施設に係る施設管理業務は民間でも実施可能であるため、公募にすべきである。	意見

② 内部統制の状況

指摘した項目

買掛金・未払金の残高管理、出納と経理の分離、資金運用、総会・理事会等の開催等

③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・印紙・固定資産・備品）

切手について管理は適切に行われているが、現金の預入れが遅い。

④ 財務

出納の監査結果

退職給付費用、未払税金、現金管理、特殊勤務手当、源泉徴収の計算誤り、事務の決裁規定の遵守他

⑤ 契約（市との委託契約・指定管理契約・業者との業務委託契約）

1) 理事会、評議員会においては、理事、監事、評議員の出席について

2) 理事会、評議員会の議事録の記載につき、以下の点を改められたい。

・監事の出席・欠席を明記すること

・理事、監事、評議員の交替に際しては、新理事らがどの理事らの後任なのか、またその新理事らの任期について明記すること

3) 倉敷市文化施設舞台業務委託契約について、委託料支払時の規程を整合性のあるものに改善されたい。

4) 倉敷市文化施設舞台業務委託契約について、契約が解除された場合の契約代金の精算については、日割によるものと明記すること。

5) 芸文館敷地内清掃業務請負契約につき、起案書の公印使用日と契約書の日付は一致するよう改善されたい。

6) 「第25回 倉敷音楽祭」に係る会場運營業務委託につき、「検収日、完了確認日」欄に担当者の署名・押印がなされるよう改善されたい。

7) 公演契約につき、契約書書式を統一したものとするとともに、契約内容を詳細なものとされたい。

8) 公演契約はいずれも簡略にすぎるものであり、公演内容の詳細のほか、契約当事者いずれか一方の都合による、又は不可抗力による、キャンセル、延期、変更の場合の処理方法などを定めた具体的かつ詳細なものとされたい。

9) 公演契約において、暴力団排除条項を規定するとともに、契約の相手方に対し、暴力団でないことの誓約を求めるよう、改善されたい。

⑥ 情報システム

検討対象システム

財務会計システム、給与計算システム、チケット管理システム

⑦ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）

給与水準、退職手当の支給率は倉敷市のそれよりも低く設定されており、また、広告代理店を通さずしてイベントの業務委託をするなど、効率的な運営を心がけているが、収入を伸ばすことにも尽力すべきである。入場券の料金を設定する際には採算を意識し、その後は費用対効果の面から入場券の販売促進活動を積極的に行い、広告料収入や協賛金収入など新たな収入源の開拓に努め、組織の活性化を図るべきである。

また、事業の性質上、補助金の効果を測定することは難しいが、会場（設定）座席数に対する入場券販売数の割合、無料観戦者数等の情報を集計分析し、市民のニーズに合致した事業実施を心がけ、費用対効果の改善に努めるべきである。

3. 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団

監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度）

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事 項・意 見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似している事業・施設はあるか		○		同様の社会福祉事業を運営している社会福祉協議会は主にソフト事業、総合福祉事業団は概ねハード事業の位置づけであるが、介護事業の一部が社会福祉協議会と重複している。 介護事業については、事業の効率化のために事業の統合化の検討が必要である。	意見
	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われてはいないか	○				
	民間の事業者で代替可能な事業を行っていないか	○			訪問介護・居宅介護については民間の事業者も実施しているため代替可能な事業ではあるが、民間の事業者では対応できない利用者も多数あり、一概に民業圧迫とまでは言えない	
	収支が赤字の事業はないか	○				
	不採算の事業ないし拠点の定期的な見直しは行われているか	○			(例)水島地区には居宅介護支援センターがないが、利用が少なかったため平成20年4月1日付けで倉敷に統合されている	
	長期事業計画を作成しているか	○			現在、経営企画室において5年間の経営計画を作成中	
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄附行為の要件を満たしているか		○		1名の評議員について常態的に欠席しており、辞めさせて欲しいとの連絡を受けているが、正式には解職していない。 欠席が常態化している以上、早期に改善措置を講ずるべきである。	指摘事項

	役職別の人数・選出団体は法人の規模・事業等を考慮して適正か	○		理事 8 名・監事 2 名・評議員 18 名・第三者委員 3 名	
	理事長は常勤か	○			
	組織は事業を実施する上で効果的に編成されているか	○		総務課・健康福祉課・福祉施設課・在宅福祉課	
	市職員（出向）ないし市 OB の活用は適正か。過度な負担を強いられていないか。	○		市職員（出向）2 名（保健師）、市 OB13 名（理事長・事務局長含む）	
	プロパー職員の人材育成は適正か	○		22 年度に将来の幹部養成を目的として人材育成計画を策定	
	能力給の導入は行われているか	○		部分的ではあるが、給料表に能力給の要素を加味	
財務	財務状況が毀損していないか	○			
	財務数値は適正か	○		自己資本比率 86.9%、流動比率 1,039%、経常収支比率 104.9%	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか	○			
	市に対する財政依存は過度でないか		○	市からの収入は経常収入の 67% もあり、過度でないとは言い難い。財政状況の逼迫した地方公共団体の外郭団体を取り巻く環境は厳しく、将来の民営化も視野に入れて従来以上に自主事業の拡大・競争力の強化に取り組む必要があると考える。	意見
	基本財産は適正に運用されているか	○		中国銀行の自由金利預金で運用	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		銀行預金及び国債のみ	
	現物資産の管理状況は適正か	○		③の現物照合を参照	一部につき指摘事項
リスク管理（契約・情報システム）	情報公開に関する体制は整備されているか	○		情報公開要綱あり	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○		個人情報保護要綱あり	
	苦情解決に関する体制は整備されているか	○		苦情解決規程あり。また、外部の第三者委員 3 名が苦情解決担当（22	

				年度より定期的に年1回開催)	
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	コンプライアンス研修を新人研修・施設長会議で実施しているが、規程についても作成することが望ましい	意見
	法務リスクの管理は適正か		○	⑤の契約を参照 県の社会福祉協議会の社会福祉経営相談事業としての顧問契約サービスを利用して弁護士に相談している。	一部につき指摘事項・意見
	情報システムのリスク管理は適正か		○	⑥の情報システムを参照	一部につき指摘事項・意見
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか		○	法定監査の必要はないが、当該法人の規模を考慮すると公認会計士による外部監査を受けることが望ましい（社会福祉協議会は外部監査実施）	意見
3E（有効性・経済性・効率性）	利用者数等の3Eに資するデータを収集しているか		○	事業報告書にて月別・サービス別・拠点別の利用者数等のデータを詳細に作成	
	利用者の満足度調査を実施しているか		○	指定管理施設のアンケート調査を実施しているが（福祉プラザの満足・ほぼ満足の割合96.8%）、個別の事業についても実施するのが望ましい。 少なくとも利用者数が2年以上前年度割れしている事業（訪問介護事業・居宅介護等支援事業）については実施する必要があると考える。	意見
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か		○		
	支出項目の見直しは定期的になされているか		○	毎年度の予算編成時に人員配置等に基づいて算定	

指定管理者制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか	○		決算書・事業報告書・往査した一部の施設の状況等から判断する限り問題ないと思われる	
	指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか	○		(1)概要の④財務のB.資金収支内訳表を参照	
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか	○			
	指定管理者の選定方法は適正か		○	<p>指定管理者制度は競争原理を導入することが目的であるため、指定管理者の選定は原則として公募とすべきである（倉敷市指定管理者制度推進方針）。</p> <p>以下の通り、当該法人が受託した施設には非公募型が多数あり、「明らかに効果的、効率的又は適切、若しくは真にやむを得ないと認められる場合」を除き公募とすることが望ましい。</p> <p>非公募型の施設：総合福社会館の施設管理・ふじ園・くすのき園・老人福祉センター（有城荘）・障がい者支援センター（3ヶ所）・児童館（6ヶ所）</p>	意見 （倉敷市に対する意見）

② 内部統制の状況

項目	チェック内容	今後の対応等	指摘事項・意見
理事会	理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事はいないか	該当理事数 1 名	意見
評議員会	評議員会への欠席が継続している評議員はいないか	該当評議員数 3 名	意見

③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・印紙・固定資産・備品）

資産	内容	照合した資料	指摘事項・意見
現金（福祉プラザ）	釣銭（3万円）	現物および現金出納帳	（指摘事項） 経理規程第 26 条では「会計責任者（出納職

			員を設けている場合は「出納職員」は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合しなければならない」と定められており、内部牽制の観点から定期的に現金在高報告書を作成し、出納職員及び会計責任者が確認・検印する必要がある。 以下の現金全てについて同様である。
	貸館使用料・コピー代	現物	同上 (指摘事項) 利用料については硬貨が多いため、週1回の銀行入金を行っているが10万円超となるケースが多く、経理規程第24条の小口現金の保有限度額10万円に反している。また、経理規程第20条において「収入後速やかに金融機関に預け入れなければならない」とあり、本来、入金した現金は翌日(銀行営業日次第)には預金に預け入れる必要がある。プラザ内には銀行のATMがあるため、紙幣のみでも日々の銀行入金を行い(現物照合時には5万1千円の紙幣あり)、経理規程を遵守するとともに盗難・紛失等を未然に防止する必要がある。
現金(健康づくり事業)	釣銭(3万円)	現物	現金在高報告書について同上
	利用料(市の収入金)	現物・管理台帳	同上 (指摘事項) 毎月1回、市が作成した公金納付書により納付しているが、上記と同様に盗難・紛失等を未然に防止するため、紙幣のみでも日々の銀行入金を行う必要がある。
現金(ふじ園)	釣銭(1万円)	現物	現金在高報告書について同上
	駐車料金支払い用小口	現物・現金出納帳	同上
預金	普通預金	通帳及び残高証明書	なし
基本財産特定預金	自由金利預金	通帳のみ	(指摘事項) 監査当日において平成22年3月末の残高証明書が入手されていなかった。

			決算作業時には少なくともすべての預金について残高証明書を入力する必要がある。
退職積立預金	国債及び普通預金	通帳及び残高証明書	なし
固定資産（10万円以上）	福祉プラザ及び総合福祉会館に所在する固定資産のうちサンプルチェック（27件）	現物（管理シールを含む）及び管理台帳	（指摘事項） ①市の公有財産が誤って事業団の管理台帳に計上されていた（ふじ園） ②管理シールを貼付されていない物件が散見された（ふじ園・有城荘）
備品（1万円以上 10万円未満）	福祉プラザ及び総合福祉会館に所在する固定資産のうちサンプルチェック（21件）	同上	なし
未収金（プラザ共同事業体）	貸館使用料 3/23～3/31（93,310円）		（指摘事項） 会計上は未収金として計上されているが、決算日において現金として保管されている（4月1日に預金口座に入金）。現金入金されている以上、未収金でなく現金として処理すべきであり、現金出納帳に記帳し、定期的に現金在高報告書を作成し、出納職員及び会計責任者が確認・検印する必要がある。 また、経理規程第20条において「収入後速やかに金融機関に預け入れなければならない」とあり、本来、入金した現金は翌日（銀行営業日次第）には預金に預け入れる必要がある。

④ 財務

出納の監査結果

項目	内容	指摘事項・意見
未収金	居宅介護事業利用者負担金の長期延滞分（総務課で一括管理）	（指摘事項） 平成15年1月から16年3月までの利用料99,953円を滞納し、その後入金と滞納を繰り返した結果、105,109円が未収計上されたまま現在まで至っている利用者がいる。監査時点では長期延滞分の内容を精査中とのことであるが、21年3月に「不納欠損処理規程」を定めていることから、22年度中には精査した上で処理してお

		<p>く必要があったと考える（23年10月25日処理）。</p> <p>（意見）</p> <p>口座振替を勧奨しているが、依然として3分の1は銀行での窓口払いであり、納付忘れによる延滞は必然である。電話・督促状・訪問による催告等の手続きは実施しているとのことであるが、それらを時系列に定めた未収金管理マニュアルの作成・運用が望ましい（保健医療センター参照）。</p>
未払税金	未払消費税等（3,259,300円）及び未払法人税等（5,507,100円）が貸借対照表に計上されていない	<p>（指摘事項）</p> <p>現行の会計処理は納付時に租税公課処理しているが、発生主義に基づいて未払計上すべきである。新会計基準では税効果会計も導入されるため、決算を従来以上に早期化する必要がある。</p> <p>また、倉敷市では毎年度、外郭団体を含めた連結財務諸表を作成して公表しているが、当該連結財務諸表にも影響があることを考慮する必要がある。</p>
プラザ共同事業体会計との債権債務の照合	プラザ共同事業体会計における未払金 4,254円（振込手数料）は本部会計に計上なし （人件費等の未払金 2,084,737円は本部会計で立替金計上済み）	<p>（指摘事項）</p> <p>金額は僅少であるが、少なくとも決算時には照合する必要がある</p>
振込ミス	①二重払い（1,611円を2月と3月に2回振込）（プラザ） ②振込金額誤り（正 50,870円⇒誤 50,830円で振込）（プラザ共同事業体）	<p>（指摘事項）</p> <p>金額の重要性はないが、いずれも人的ミスであり、再発防止のため振込前に十分なチェックが必要である。</p>
仕訳伝票	①会計責任者欄に会計責任者以外の捺印あり（1件） ②仕訳伝票上、検印漏れが散見される（3件）。そのうち、会計責任者の捺印のない支払2件 ③仕訳伝票上、起票担当者とお納担当者が同一（本部・老人福祉センター・ふじ園・くすのき園・老人憩の家）	<p>（指摘事項）</p> <p>①②について、経理規程第10条では、「会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方及び取引内容を記載し、会計責任者の承認印を受けなければならない」とあり、漫然と処理することなく十分なチェックが必要である。</p> <p>③について、事務の効率を優先して同一の担当者としていられるが、多額の現預金を取り扱う法人にあつては、内部統制上、起票担当者とお納担当者を分ける必要がある。</p>

委託料の算定について

平成 21 年度実績と 22 年度委託料との比較をした結果、全ての事業で 22 年度委託料が 21 年度実績の数値を上回っており、当初の委託料が高額ではないかと思われる。返納を前提としている事業の場合、当初の委託料が高額であったとしても最終的に返納されるのであれば問題ないとの認識ではないか。仮に委託先が民間の事業者であれば、委託料の過払いが事業者の資金繰りの悪化により返納できない事態も考えられる。以上より、委託料の算定は原則として前年度実績の数値を基準とすべきと考える。

また、収支差額が多額に生じた事業についての原因は、主に人事異動により生じたものである。健康づくり事業や介護予防普及啓発事業は正規職員が嘱託やパートにより変更しても利用者数の推移から事業の実施に支障が生じていないと思われるが、このように最終的に多額の収支差額が生じることが見込まれる事業については、当初の委託料の算定根拠が実態と異なっていると考えられるため、年度の途中で見直しを行い、委託料の修正を行うことが望ましい。

⑤ 契約（市との事業委託契約・業者との業務委託契約）

- 1) 倉敷市との事業委託契約につき、暴力団排除条項が規定されるよう改善されたい。
- 2) 当事業団と倉敷市身体障害者福祉協会連合会との 4 件の清掃業務委託契約（倉敷市総合福祉会館、水島児童館、児島児童館、玉島児童館）につき、締結時に相見積りがなされているものの、形骸化しているので、実質的なものとするよう改善されたい。
- 3) 当事業団は、クラレテクノ(株)との間で組んでいる共同事業体につき、その運営委員会の委員代理者を予め定め、緊急の場合に備えるよう改善されたい。
- 4) 倉敷市中央憩の家エレベーター保守業務委託について 1 者の見積書を徴求しただけの随意契約となっており、さらに広く業者から相見積りを徴求されたい。
- 5) 当事業団が業者との間で各種委託契約を締結する際には、相手方業者から暴力団でないことの誓約書を徴求するとともに、暴力団排除条項を契約書中に規定するようにすべきである。
- 6) 民間業者との業務委託契約においては、解除条項を規定するとともに規定した場合には、解除後の精算関係、賠償関係を明記すべきである。
- 7) ぐらしき健康福祉プラザ展示事業委託契約において、展示される福祉用具の管理責任について、当事業団の負うべき責任の程度について一義的に明らかにするとともに、文言の整理を図られたい。
- 8) 当事業団が十合物産との間で締結している倉敷市身体障がい者デイサービスセンター給食調理業務委託契約については、衛生管理の面をはじめ、詳細な仕様書を定めるように改められたい。
- 9) 当事業団が民間業者との間で締結している業務委託契約においては、各業者から定期的に業務報告をさせ、その報告について当事業団が確認・承認した上で、各業者から請求書を出させる、という流れを契約書上明記するよう改善されたい。

⑥ 情報システム

監査対象システム

倉敷市健康づくりシステム、介護保険対応システム・自立支援法対応システム、利用者台帳システム、ケア記録支援システム、会計及び給与システム

⑦ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）

プラザ事業（プラザ貸室から倉敷障がい者就業・生活支援センターまで）は概ね堅調に増加していることが分かり、有効性が高いと考えられる。他方、自主事業の訪問介護事業・居宅介護等支援事業については減少の一途をたどっており、現状の体制で利用者数の増加が見込まれないのであれば、拠点の統廃合や固定費の抜本的な削減について検討することも選択肢の一つである。

4. 社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会

監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度）

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事項・意見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似している事業・施設はあるか		○		同様の社会福祉事業を運営している総合福祉事業団は主にハード事業、社会福祉協議会はソフト事業の位置づけである。ソフト事業のうち船穂と真備の事務所が実施している介護事業のうち訪問介護事業と居宅介護事業については、総合福祉事業団も実施している。	(意見) 介護事業については、事業の効率化のために事業の統合化の検討が必要である。総合福祉事業団を参照
	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われてはいないか	○				
	民間の事業者で代替可能な事業を行っているか	○			介護事業については、民間の事業者も実施している	
	収支が赤字の事業はないか		○		事業別の人件費の配分計算をしていないため、収支計算が正確にできていない。そのため、事業別の損益状況が把握できない状況である。今後は、公認会計士と相談しながら検討していく予定である。	(意見) 正規職員の人件費の配分計算を行う必要がある。

	不採算事業ないし拠点の定期的な見直しは行われているか	○		赤字体質の脱却を目指し、平成 22 年度から全事業を対象として、事務事業評価制度を試行して事業の見直しを行っている。結果として、拡大7事業、見直し7事業、継続66事業となった。	
	長期事業計画を作成しているか	○		平成 22 年 11 月に、平成 27 年度までの 5 年間の計画として「倉敷市地域福祉活動計画」を作成した。その具体的計画として平成 24 年 1 月に「発展・強化計画」(平成 24 年度～平成 28 年度)を策定予定である。	
組織	役員の数・任期等は定款ないし寄附行為の要件を満たしているか	○			
	役職別の人数・選出団体は法人の規模・事業等を考慮して適正か	○		理事 17 名・監事 4 名・評議員 44 名・顧問 2 名で、人数は特に問題ないとしている。今後は選出区分や選出方法の見直しを行っていく。	
	理事長は常勤か	○		会長は非常勤で週一回程度の出勤程度であるが、常務理事が常勤の為実務は問題はないとのこと。	
	組織は事業を実施する上で効果的に編成されているか	○		総務課、地域福祉課、ボランティアセンター、5 事務所(水島・児島・玉島・船穂・真備)	
	市職員(出向)ないし市 OB の活用は適正か。過度な負担を強いられないか。	○		理事 1 名、職員 10 名を合わせて市 OB 11 名	
	プロパー職員の人材育成は適正か	○		研修は、県社協や倉敷市等が実施するものに参加している。平成 22 年度から目標管理制度を試行的に導入しており、今後本格導入をめざしている。	
	能力給の導入は行われているか	○		現状では導入していない。今後は、他市(善通寺市や坂出市)の社会福祉協議会の先行導入の状況を見ながら、平成 24 年度に導入を検討して 25 年から人事評価制度と一緒に	

					導入予定である。	
財務	財務状況が毀損していないか	○			純資産 511 百万円 各種積立金が 370 百万円ある。	(意見) 各種の積立金の必要性が不明確である。具体的な使途を明確にすべきである。
	財務数値は適正か	○				
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか	○			収益事業は児島競艇売店事業のみであり、22 年度は経常収支差額は 1.3 百万円	
	市に対する財政依存は過度でないか		○		市からの収入は、経常活動収入の 52.7%である。今後は自主事業の拡大に努力する必要がある。	意見
	基本財産は適正に運用されているか	○			利付国債（2 年, 5 年, 10 年）で運用されている。	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○			利付国債（2 年, 5 年, 10 年）で運用されている。	
	現物資産の管理状況は適正か		○		定期預金の管理に一部問題あり	指摘事項 ③現物照合参照
リスク管理（契約・情報システム）	情報公開に関する体制は整備されているか	○			情報公開規程あり	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○			個人情報保護規程あり	
	苦情解決に関する体制は整備されているか	○			苦情解決規程あり	
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか	○			コンプライアンスの規程は特に作成していないが他の諸規程(職員就業規則、懲戒処分等)により整備している。	(意見) コンプライアンス規程の制定が望ましい。

	法務リスクの管理は適正か	○		県の社会福祉協議会の社会福祉経営相談事業としての顧問契約サービスを利用して弁護士に相談している。労務関係は、特定社会保険労務士との顧問契約によっている。	
	情報システムのリスク管理は適正か		○	事務局のサーバーについては、不正侵入防止のためファイアウォールを設置している。職員は個々のパスワードを設定している。	(意見) セキュリティ対策が不十分である。⑤の情報システムの監査結果参照
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか		○	県社協の指導もあり真備町・船穂町との合併を機会に平成 17 年度より実施している。	意見 独立性に問題あり。
3 E	利用者数等の 3 E に資するデータを収集しているか	○		事業報告書にて月別・サービス別・拠点別の利用者数等のデータを詳細に公表している。	
	利用者の満足度調査を実施しているか		○	社会福祉協議会全体については、アンケート調査やヒアリングを実施している。各事業に対しては、単発事業(臨時に短期的に実施するもの)については、ほぼアンケートを実施している。継続事業については、特に実施していない。	(意見) 単発事業だけでなく、継続事業について満足度調査が必要である。
	ホームページ・パンフレット等による事業の PR は十分か		○	ホームページの作成は、内部で行っており、不定期に更新している。前年度のアクセスは月平均 1500 回程度であった。また、ボランティアセンターでは共通ブログを作成している。パンフレットは内部印刷。	
	支出項目の見直しは定期的になされているか		○	日常業務の中で実施している。	
指定管理者制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか		○	決算書・事業報告書・往査した一部の施設の状況等から判断する限り問題ないと考え	
	指定管理事業は当期収支差額が収入の 10% 以上も計		○	2 つの指定管理について、当期収支差額比率は 6.0% と △0.3% であり、問題はないと判断	

上されていないか (過去3年の単純 平均で算定)				
指定管理契約の内 容に違反した事項 はないか	○			特に問題なし
指定管理者の選定 方法は適正か		○		船穂福祉センター指定管理は「指定」であ るが、公募とすべきである。 (意見)

各種の積立金等の必要性の説明について(意見)

平成17年度に真備町、船穂町の社会福祉協議会と合併して1つの基金、2つの積立金を合計228百万円引継いでいる。これらの積立金のうち、「福祉基金積立金」は平成19年度に全額10.6百万円取崩されているが、「介護保険事業安定積立金」は平成20年度に48百万円繰入され、地区社会福祉協議会推進積立金、地域福祉活動基金及び介護保険事業安定積立金を合わせて平成22年度末で296百万円となっている。

これらの基金・積立金について、当協議会は「基金及び積立金運営規程」を定めて、それに基づき運用している。その規程において、基金・積立金の目的を定めているが、いままで積立金の目的取崩しが行われた実績はないため、見方によっては不必要な内部留保であり、倉敷市の外郭団体の「埋蔵金」と見なされる可能性さえある。これらの積立金については、その必要性や用途をより具体的に、明確にすること、さらに、必要に応じた目的取崩しの実績を残すことも必要である。

② 内部統制の状況

項目	チェック内容	今後の対応	指摘事項・意見
評議員	評議員会への欠席が継続している評議員はいないか。(該当評議員数:4名)	4名のうち2名は退任	残り2名について、欠席が継続するようであれば改選を要する。(意見)
情報公開等	法人の役員、評議員の氏名、役職等の情報については、一般に対しても、会報への掲載、新聞等への広告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等がなされているか。	役員の公表の要望はないため、公開の予定はない。 要望があれば検討する。	要望はなくとも、法人の公共性・公益性を考え、市民への理解を広めるためには、公開が望ましい。(意見)
たな卸資産	実地たな卸しは、「実地たな卸マニュアル」を作成しているか?	売店事業において、定期的にたな卸は実施しているが、「実地棚卸マニュアル」は作成していない。	意見 実地棚卸マニュアルの作成が望ましい。

③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・固定資産・備品）

	内容	照合した資料	指摘事項・意見
現金 （福祉プラザ事務局総務）	小口現金	現物および現金出納帳	経理規程第26条では「出納責任者は、入出金のあった日の金銭残高を金銭残高金種別表に記入し、当日の帳簿残高と照合しなければならない」と定められているが、金銭残高金種別表は作成していない。 (指摘事項)
切手		切手管理帳および現物	管理帳簿外の切手が50円2枚、80円14枚あった。また、使用記帳もれが90円19枚、50円21枚、10円3枚あった。管理を適切に行う必要がある。 (指摘事項)
預金	普通預金	通帳及び残高証明書	水島事務所の預金口座名が、平成23年3月末の時点では水島事務所長の名前となっていた。平成23年7月で会長名に変更となっていた。決算前に口座名は確認する必要がある (意見)
介護保険事業安定積立預金	定期預金	証書及び残高証明書	定期預金証書が事務局ではなく船穂事務所保管となっていた為、監査人は事務局に送付を依頼しその後実査した。事務局は決算時には残高証明を入手し確認していたが、船穂事務所での証書保管は防犯面で不十分であり、また内部牽制上も残高証明の確認のみでは、例えば証書が担保差入となっても不明のため事故発生の虞がある。定期預金証書は事務局で保管すべきである。(指摘事項)
特別会計	決済用預金	残高証明書	なし
競艇場売店事業	定期預金	証書及び残高証明書	上記の「介護保険事業安定積立預金」と同様、定期預金証書は児島事務所保管となっていた。定期預金証書は事務局で保管すべきである。(指摘事項)
固定資産（10万円以上）	福祉プラザの事務局及びボランティアセンターに所在する固定資産のうちサンプルチェック（10件）	現物及び管理台帳	①管理番号と管理シールによる管理が行われていない。(意見)
			②ワイヤレスシステムの除却処理漏れがあった。 (指摘事項)
			③固定資産計上を要しない備品の管理については、経理規程上は特に定めておらず、管理は行っていない。財産管理上は高額な備品（1個の取得価額が1万円以上）については、備

			品台帳を整備して管理することが望ましい。(意見)
--	--	--	--------------------------

④ 財務

出納の監査結果

項目	内容	指摘事項・意見
預り金	預り金の残高の内訳においてその他の区分で△2,065,553円計上となっていた。 調査した結果、平成22年6月の預り金の精算処理で、「社会保険」と「その他」の間違いが原因と判明した。	(意見) 決算書時に、預り金の内訳別残高を確認していれば、すぐに間違いがわかっていたはずである。今後は、内訳別の確認を行う必要がある。
補助金収入	「福祉ボランティア育成事業補助金」の中の「ボランティア団体活動助成費」(1,050千円)について、交付要綱の更新未了、金額決定の根拠不明確及び実績報告書に不備(名簿の添付もれ、収支計画での補助金額を収入として計上漏れ)があった。	(指摘事項) 当助成費の交付要綱の更新を行うこと。 現行では、助成額の決定根拠が不明確である。 実績報告書及び添付書類の確認を行うこと。
人件費補助金収入	人件費補助金について、人件費補助所要額(補助交付基準に基づく額)は112,469千円であるが、市の指導により申請額は111,605千円と減額している。	(意見) 補助金の申請時に、指導を受けて減額すべきではない。申請は所要額を申請すべきである。
未払税金	未払法人税等(1,026,300円)が貸借対照表に計上されていない	(指摘事項) 現行の会計処理は納付時に租税公課処理しているが、発生主義に基づき未払計上すべきである。新会計基準では税効果会計も導入されるため、決算を従来以上に早期化する必要がある。また、倉敷市では毎年度、外郭団体を含めた連結財務諸表を作成して公表しているが、当該連結財務諸表にも影響がある。
器具什器費	平成22年8月に新たに「共同募金委員会」ができ、会計を追加することとなった。そのためのソフトウェアの変更費用として450千円を3月末では未払処理している。新たな会計区分ができていないため「一般会計」で資産計上するのはおかしい	(指摘事項) 当該費用は、現行の会計システムに「共同募金委員会」の会計を追加するためのシステム改修費である。3/29には納品となっており、「共同募金委員会」の会計はできており「その他固定資産」の「ソフトウェア」として資産計上すべきものである。

	と判断し「一般会計」の「器具什器費」で処理した。	
未払金	3月末に決算で計上した未払金が8月末で1,527,744円残っていた。調査した結果、決算時に各事業所で計上した労働保険料の未払について4月以降に事務局で支払ったときに、未払の精算とせずに費用処理したため残ったものが1,517,614円であることが判明した。また、残り10,130円は業者への支払いもれであった。この結果をうけて、各事業所からの入金処理と業者への支払いをともに12/27に行なって、残高はゼロとなった。	(指摘事項) 未払金は決算で計上するだけであり、期の途中では計上していないため、期末後2-3ヶ月でゼロになるはずである。月次の残高をチェックしていれば発見できることである。月次のチェック項目をリスト化する等の改善が必要である。

⑤ 情報システム

監査対象システム

社会福祉法人会計、減価償却システム、予算編成システム、PCA 給与システム

⑥ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）

次の事業は利用者数等が少なく有効性に疑問がある。

イ. 福祉機器・不用品リサイクル事業（受託事業）

ロ. 在宅支援サービス事業（補助事業）

5. 財団法人倉敷市保健医療センター

監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理（契約）・3E・指定管理者制度）

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事 項・意 見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似している事業・施設はあるか	○			倉敷市休日夜間急患センター、倉敷看護専門学校、訪問看護等。	
	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われてはいないか	○				
	民間の事業者で代替可能な事業を行		○		倉敷市休日夜間急患センター、倉敷	

	っていないか			呼吸器センター以外は民間で代替可能	
	収支が赤字の事業はないか	○			
	不採算の事業ないし拠点の定期的な見直しは行われているか	○			
	長期事業計画を作成しているか		○	短期事業計画はあるが、長期計画は現在作成中である。早期に作成することが望ましい。	意見
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄附行為の要件を満たしているか	○		評議員は存在しない。	
	役職別の人数・選出団体は法人の規模・事業等を考慮して適正か	○		理事 16 名・監事 2 名	
	理事長は常勤か	○		市のOB（医師会顧問）	
	組織は事業を実施する上で効果的に編成されているか	○			
	市職員（出向）ないし市OBの活用は適正か。過度な負担を強いられていないか。	○		市のOB 2 名	
	プロパー職員の人材育成は適正か	○		資格の取得、教員育成を図っている	
	能力給の導入は行われているか		○	市に準じている。能力給の導入が望ましい。	意見
財務	財務状況が毀損していないか	○			
	財務数値は適正か	○		自己資本比率 80%、流動比率 201%、経常収支比率 6.3%	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか	○			
	市に対する財政依存は過度でないか	○		事業収入の 25%が倉敷市から	
	基本財産は適正に運用されているか	○		国債で運用	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		(例)株式・投資信託・社債・デリバティブ等	
	現物資産の管理状況は適正か	○		③の現物照合を参照	
リスク管理(契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか	○		情報公開要綱あり	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○		個人情報保護要綱あり	
	苦情解決に関する体制は整備されているか	○			

	コンプライアンスに関する体制は整備されているか	○		コンプライアンス研修を実施しているが規程は存しない。規程の作成が望ましい。	意見
	法務リスクの管理は適正か	○		⑤契約参照	指摘・意見
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか	○		法定監査の必要はないが、当該法人の規模からすると公認会計士による外部監査を受けることが望ましい。	意見
3E (有効性・経済性・効率性)	利用者数等の3Eに資するデータを収集しているか	○		事業報告書にて月別・事業別・拠点別の利用者数等のデータを公表	
	利用者の満足度調査を実施しているか	○		指定管理について実施	
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か	○			
	支出項目の見直しは定期的になされているか	○		毎年度の予算編成時に検討	
指定管理者制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか	○		決算書・事業報告書・往査した施設の状況等から判断する限り問題ないと思われる	
	指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか	○		余剰金は返還している	
	指定管理者の選定方法は適正か	○		指名であるが実績あり	

② 内部統制の状況

項目	チェック内容	概要	指摘事項・意見
評議員会	財団法人の場合、評議員が置かれ、その選任は適切か	今後選任する。現状はない。	意見
棚卸資産	定期的に実地棚卸で帳簿棚卸の正確性を確かめているか	医薬品等について、棚卸マニュアルの策定と定期的な実地棚卸が必要。	意見
買掛金・未払金	定期的に買掛金台帳と総勘定元帳が照合されているか	特に年度初め月次決算が遅れている。	意見
現金	担当者以外の者が定期的に手許現金のチェックをしているか 現金出納帳は日々就業後手許現金と出納帳	ルールを作るべきである。	意見

	の残高の一致を書面で確認しているか		
金券	金券を購入した場合購入及び配布の記録を詳細に行っているか	図書券の購入があるので改善すべきである。	意見
資金運用	資金運用について規程を設けているか	大半が預金と国債運用であるが資金は多額であるので、規程を設けるべきである。	意見
規程等	人事評価規程 監事に関する規程	人事評価はしているが規程がない。 監事監査の規定がない。 それぞれの規程を作成すべきである。	意見

③ 現物照合（現金・預金・有価証券・固定資産・備品）

看護学校の現金出納帳は、現金出納帳と呼べる水準になく、現金入出金メモ程度の記録様式となっている。

④ 財務

監査手続	監査結果	指摘事項・意見
貸借対照表・収支計算書・正味財産増減計算書の整合性 検証と総勘定元帳との照合	問題なし	
22年度末の資産・負債の科目別内訳書の内容検討	① 前受金の訂正 ②未払税金の未計上	指摘事項
人件費（給与・退職金・諸手当・報償費）について、給与台帳・扶養親族届・住居届等及び関連する諸規程と照合	サンプルでチェックした範囲では問題なし	意見
その他の経費について、請求書等と照合	後記参照	指摘事項

(1) 人件費の調査

意見

- 1) 通勤手当の申請書について
- 2) 扶養手当及び住居手当について
- 3) 昇給通知書について

- 4) 年末調整について
- 5) 管理職員特別勤務手当について

(2) 未払消費税等の計上について

消費税の納税額については、その債務が確定した年度で計上すべきところ、支払時である翌年度に計上されている。今後は未払消費税等を決算に織り込む必要がある。

(3) 人件費以外の歳出のテスト

洋風便器ウォシュレット取り付け工事費用

会計処理規程によれば、取得価額 10 万円以上のものは固定資産計上することになっている。このケースでは、1 件当たり 14 万円であるから固定資産計上すべきである。

⑤契約（市との委託契約・指定管理契約）

1) 民間業者との業務委託契約において、解除条項がないもの、あっても解除後の処理について何ら定められていないもの、あるいは債務不履行に基づく解除の場合であっても、1ヶ月前の予告が必要であるかのような条項となっているものなど、解除条項に関し、不備なものが散見されるので、改められたい。

2) 民間業者との各種設備の保守点検契約における代金の支払は、年間に予定される保守点検の都度の業務報告を受け、その業務内容の確認、承認の後になされるよう、条項を整理されたい。

3) 理事会における監事報告については、理事会議事録に明記するよう改められたい。

4) 未収金管理マニュアルに、一定の場合は、顧問弁護士に相談するなどの方途も加えるべきである。

6. 財団法人倉敷市スポーツ振興事業団

監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度）

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事 項・意 見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似している事業・施設はあるか	○				
	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われてはいないか	○				
	民間の事業者で代替可能な事業を行っていないか		○		体育施設の指定管理は、民間でも可能。	
	収支が赤字の事業はないか	○				

	不採算の事業ないし拠点の定期的な見直しは行われているか	○			
	長期事業計画を作成しているか	○		指定管理の期間は5年であるから、5年間の長期計画は作成している。	
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄付行為の要件を満たしているか	○			
	役職別の人数・選出団体は法人の規模・事業等を考慮して適正か	○		理事7名・監事2名・評議員8名	
	理事長は常勤か	○		学識経験者	
	組織は事業を実施する上で効果的に編成されているか	○		組織図のとおり、フラット制となっている。	
	市職員（出向）ないし市OBの活用は適正か。過度な負担を強いられていないか。	○		市OB職員が平成23年12月1日時点で8名いるが、必要数となっている。	
	プロパー職員の人材育成は適正か		○	文書の人材育成計画はないが、研修には参加させている。文書化が必要と考える。	意見
	能力給の導入は行われているか		○	倉敷市の給与規程を準用している。総合福祉事業団のように部分的でも能力給の導入が望ましい。	意見
財務	財務状況が毀損していないか	○			
	財務数値は適正か		○	自己資本比率 57%、流動比率 183%、経常収支比率 4.8%（繰入金除外）	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか	○			
	市に対する財政依存は過度でないか		○	総収入の75%が市からである。財政状況の逼迫した地方公共団体の外郭団体を取り巻く環境は厳しく、従来以上に自主事業の拡大・競争力の強化に取り組む必要があると考える。	意見
	基本財産は適正に運用されているか	○		公募公債、中国銀行定期預金等で運用	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		(例)株式・投資信託・社債・デリバティブ等	
	現物資産の管理状況は適正か	○		③の現物照合を参照	

リスク管理(契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか	○		情報公開要綱あり	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○		個人情報保護要綱あり	
	苦情解決に関する体制は整備されているか	○		苦情解決規程はないが対応できている。	
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	コンプライアンス研修を所属長会議で実施しているが、規程はない。	意見
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか		○	法定監査の必要はないが、当該法人の規模を考慮すると公認会計士による外部監査を受けることが望ましい(社会福祉協議会は外部監査実施)なお、公認会計士及び税理士との顧問契約はある	意見
3E(有効性・経済性・効率性)	利用者数等の3Eに資するデータを収集しているか	○		事業報告書にて年度別・拠点別の利用者数等のデータを公表	
	利用者の満足度調査を実施しているか	○			
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か	○			
	支出項目の見直しは定期的になされているか	○		毎年度の予算編成時に算定	
指定管理者制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか	○		決算書・事業報告書・往査した一部の施設の状況等から判断する限り問題ないと思われる。 また、市の評価結果書では高く評価されている。	
	指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか		○	特別会計の収支は、一般会計への繰出前で約7%の収支比率で、決して低くはない。	意見
	指定管理者の選定方法は適正か	○		公募型の施設：倉敷運動公園他5公園	意見

② 内部統制の状況

項目	チェック内容	説明	指摘事項・意見
棚卸資産	実地棚卸マニュアルを作成してい	水泳センターその他で販売用商品を取	意見

	るか	り扱っているので、実地棚卸マニュアルを策定し、定期的な棚卸を実施すべきである。	
買掛金・未払金	年度末又は期中に1回残高確認書を入手して記録の正確性を確かめているか。	平成22年度末の未払金の残高は62百万円と重要性は高いので、残高確認手続きを実施すべきである。	意見
買掛金・未払金	支払業務を定期的にローテーションしているか。	平成22年度の歳出額は763百万円ある。 今後支払業務の定期的なローテーション制度を導入すべきである。	意見
固定資産取得	請求書と検収書が照合されているか。	検収書が作成されていない。納品時、資産と納品書を照合し、検収書を作成すべきである。	意見
規程等	監事に関する規程	監事に関する規程がないので、作成すべきである。	意見

④ 財務

監査手続	監査結果	指摘事項・意見
貸借対照表・収支計算書・正味財産増減計算書の整合性 検証と総勘定元帳との照合	左記決算書の各数値は総勘定元帳の記録と一致していた	
22年度末の資産・負債の科目別内訳書の内容検討	①未収金について、不良債権は存在しない	
公募公債の購入(貸借対照表上は基本財産に計上)について、取引報告書と照合	問題なし(2件全て)	
平成22年9月の使用料収入について詳細にテストを実施した。	サンプルでチェックした範囲では問題なし	
人件費(給与・退職金・諸手当・報償費)について、給与台帳・扶養親族届・住居届等及び関連する諸規程と照合。	人件費のテストの項参照	意見
歳出について、請求書・契約書(一部のみ)等と照合。	歳出のテスト参照	指摘事項
3月度の消耗品費等について、納品書・検収書と照合	同上	意見
23年4月度の経費について、22年度での未払計上の要否検証	1件少額ながら未払い金の計上漏れがあった。	指摘事項
備品の購入記録が備品台帳に適正に記録されているかの検証	問題なかった。	

(1) 人件費のテスト

意見

ア 通勤手当、扶養手当

イ 住居手当

ウ 水泳センター外部講師の謝金

(2) 歳出のテスト

指摘事項

一部業者の請求書に日付がないものや、保存されていた納品書にも日付がないものがあった。3月分は特に納品の事実を証する日付の入った納品書及び請求書の入手に努め、また、内部でも検収書を作成し、3月中の入荷の事実を証する書類を保存すべきである。もちろん、検収書の作成は、業者の納品の内容が正しいか否か（特に注文商品の内容と数量）を検証する為の内部統制上必須の書類である。

(3) 法人税の税務調査について

平成23年10月、倉敷税務署による法人税の調査があった。当財団は、指定管理事業が法人税法上の請負に該当し収益事業となるため納税義務がある。税務調査の結果、以下のように課税所得が増加し、追加納税が発生した（円単位）。

事業年度	修正所得額	法人税	事業税	県民税	市民税	合計
平成21年3月31日	12,388,040	2,725,300	1,189,200	136,200	400,500	4,451,200
平成22年3月31日	4,403,470	707,300	308,400	35,400	104,000	1,155,100
平成23年3月31日	360,029	9,000	4,000	500	1,300	14,800
合計	17,151,539	3,441,600	1,501,600	172,100	505,800	5,621,100

修正の内容(資産計上漏れ)

建物付属設備	5,980,871
構築物	4,005,138
機械装置	4,129,237
器具備品	3,036,293
合計	17,151,539

当財団が修繕費又は備品購入費として処理していた支出のうち、法人税法上固定資産の取得と認定されたことによる修正である。財団は、税務署の指摘に従い平成23年12月27日、修正申告書を提出した。税務当局の指摘内容をみると、会計上も固定資産計上すべき支出と考えられるので、翌期に会計帳簿も修正するとともに、固定資産台帳に固定資産として登録する必要がある。

指摘事項

ア 修繕費のうち資本的支出（固定資産計上となる支出）に該当するか否かの検討が全くなされていない。

イ 今後の予算への反映について

ウ 会計帳簿等の修正について

上記の説明個所で記載したとおり、会計上も固定資産として処理すべき支出であるので、翌期に会計帳簿も修正するとともに、固定資産台帳に固定資産として登録すべきと考える。

7. 財団法人倉敷市学校給食会

監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理（契約）・3E）

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事 項・意 見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似している事業・施設はあるか	○				
	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われてはいないか	○				
	民間の事業者で代替可能な事業を行っていないか	○			学校給食用副食材共同購入のほか食育推進	
	収支が赤字の事業はないか	○				
	不採算の事業ないし拠点の定期的な見直しは行われているか	○				
	長期事業計画を作成しているか			○	今後の課題とされている。長期事業計画を作成すべきである。	意見
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄付行為の要件を満たしているか	○				
	役職別の人数・選出団体は法人の規模・事業等を考慮して適正か	○			理事 21 名・監事 3 名・評議員 85 名	
	理事長は常勤か	○			教育委員会教育次長が常勤就任しており問題ない	
	組織は事業を実施する上で効果的に編成されているか	○				
	市職員（出向）ないし市 OB の活用は適正か。過度な負担を強いられていないか。	○				
	プロパー職員の人材育成は適正か			○	業務の中で人材育成を考慮してい	意見

				るが、正式な人材育成計画はないため、文書で作成すべきである。		
	能力給の導入は行われているか		○	市に準じている。		
財務	財務状況が毀損していないか	○				
	財務数値は適正か	○		自己資本比率 41%、流動比率 136%、経常収支比率 0.1%		
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか	○				
	市に対する財政依存は過度でないか	○				
	基本財産は適正に運用されているか	○		国債及び中国銀行の定期預金で運用		
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		(例)株式・投資信託・社債・デリバティブ等		
	現物資産の管理状況は適正か	○		③の現物照合を参照		
リスク管理(契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか	○		情報公開要綱あり		
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○		個人情報保護要綱あり		
	苦情解決に関する体制は整備されているか	○		あり		
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	コンプライアンス研修を実施しているが、規程は存しない。作成すべきである。	意見	
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか			○	法定監査の必要はないし、規模的にも任意監査の必要性は感じない。ただ、監事等に会計専門家を採用する価値は十分にある。	意見
3E(有効性・経済性・効率性)	利用者数等の3Eに資するデータを収集しているか	○		事業報告書にて共同購入の実施状況、食育普及啓発活動を報告		
	利用者の満足度調査を実施しているか	○				
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か			○	倉敷市の広報で紹介されているが、十分ではない	意見
	支出項目の見直しは定期的になされているか	○			毎年度の予算編成時に算定	
指定管理者制	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか			○		

度	指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか			○		
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか			○		
	指定管理者の選定方法は適正か			○		

② 内部統制の状況

借入限度額の設定がない、理事会議事録の記載改善事項

③ 現物照合（預金・有価証券・備品）

意見

預金等の月次照合

④ 財務

（1）出納

ア 調査研究費 28,160 円（公益認定研修参加交通費及び参加費）

イ 普及費 275,408 円（家庭配付献立予定表印刷費）

ウ 普及費 112,908 円（健康くらちゃん・キッズ・シェフ）

エ 支出命令書のチェック体制について

（2）検収についての意見

倉敷東小学校の納品書綴りを閲覧したところ、納品書と現物を照合したことの証跡として担当者の印が押されているのみである。しかしそれでは納品されてきた品物と納品書の数量を照合したことが判然としない為、数量欄にチェックマークを入れるように改善すべきである。

（3）未払消費税等

消費税申告書の作成誤り

⑤ 契約（市との委託契約・業者との業務委託契約）

1) 当給食会と給食用物資納入業者との間の契約について、暴力団排除条項を規定するとともに、同業者側から誓約書を徴求する等の改善をすべきである。

8. 財団法人倉敷市船穂農業公社

監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E）

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事 項・意 見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似して いる事業・施設はあるか	○				
	設立目的を達成し、法人の存在意義が 失われてはいないか	○				
	民間の事業者で代替可能な事業を行 っていないか	○			高梁川以西	
	収支が赤字の事業はないか	○			赤字があるが金額小	
	不採算の事業ないし拠点の定期的な 見直しは行われているか	○				
	長期事業計画を作成しているか		○		公社全体の事業計画はない為、長期 事業計画を作成すべきである。	意見
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄付 行為の要件を満たしているか	○				
	役職別の人数・選出団体は法人の規 模・事業等を考慮して適正か	○			理事 13 名・監事 2 名	
	理事長は常勤か		○		倉敷市副市長は非常勤の為、常勤理 事長を選任すべきである。	意見
	組織は事業を実施する上で効果的に 編成されているか	○			少数精鋭	
	市職員（出向）ないし市 OB の活用は 適正か。過度な負担を強いられていな いか。	○			市 OB4 名（事務局長、事務局次長、 事務局補佐、事務局主幹）	
	プロパー職員の人材育成は適正か		○		文書の人材育成計画を作成すべき である。	意見
	能力給の導入は行われているか		○		市に準じるが、能力給の導入を検討 すべきである。	意見
財務	財務状況が毀損していないか	○				
	財務数値は適正か	○			自己資本比率 48%、流動比率 143%、経常収支比率 3.5%	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支 を圧迫していないか	○				
	市に対する財政依存は過度でないか		○		市からの収入は経常収入の 7 割もあ り、過度でないとは言い難い。財政	意見

				状況の逼迫した地方公共団体の外郭団体を取り巻く環境は厳しく、従来以上に自主事業の拡大・競争力の強化に取り組む必要がある。	
	基本財産は適正に運用されているか	○		J A岡山西の定期貯金で運用	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		(例)株式・投資信託・社債・デリバティブ等	
	現物資産の管理状況は適正か	○		③の現物照合を参照	意見
リスク管理(契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか	○		情報公開規程あり	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○		個人情報保護規程あり	
	苦情解決に関する体制は整備されているか	○		現状の体制で問題なし	
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	コンプライアンス規程を作成すべきである。	意見
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか		○	法定監査の必要はない。 税理士との顧問契約はある。	
3E(有効性・経済性・効率性)	利用者数等の3Eに資するデータを収集しているか		○	事業報告はあるが月別・サービス別・拠点別の利用者数等のデータは未収集であるので、情報提供すべき	意見
	利用者の満足度調査を実施しているか		○	利用者の満足度調査を実施すべきである。	意見
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か		○	不十分であるので、充実させるべきである。	意見
	支出項目の見直しは定期的になされているか	○		毎年度の予算編成時に実施	
指定管理者制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか		○	堆肥センターは管理運営事業	
	指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか		○		
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか		○		
	指定管理者の選定方法は適正か		○		

② 内部統制の状況

項目	チェック内容	問題点	指摘事項・意見
評議員会	財団法人の場合評議員が置かれその選任は適切か	一般財団へ移行する際評議員をおくが、現状はない。	意見
受注管理	受注した場合、受注記録又は受注書が発行されているか	電話で受注し直ちに担当者へ連絡しているが、記録を作成すべきである。	意見
債権管理	毎月売掛金の年齢調べを作成しているか	貸倒実績がなく未作成であるが、今後は作成すべきである。	意見
棚卸資産	実地棚卸マニュアルを作成しているか	文書のマニュアルはないので、作成すべきである。	意見
買掛金	残高確認書を入手しているか	J Aから残高照会があるのみなので、残高確認手続を導入すべきである。	意見
危機管理	在庫に火災保険が掛けられていない	建物については市が火災保険をかけているが、棚卸資産には掛けていない。	指摘事項

③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・固定資産・備品）

預金について、平成 23 年 10 月末時点を基準日として実査をしたが、月次決算が実施されておらず、実査した預金残高を公社の預金残高の記録（預金出納帳又は総勘定元帳の預金の記録）と照合できなかった。しかし、少なくとも預金残高については、毎月会計帳簿を作成し、預金の現物の残高と照合する必要がある。

④ 財務

出納の監査結果（人件費以外）

指摘事項の内容は以下のとおりである。

項目	内容	指摘事項・意見
未払費用	一般会計で平成 22 年度（平成 23 年 3 月）の費用として未払計上すべきものが、平成 23 年度の費用として処理されていたものが 2 件あった。管理費-業務費-役務費で計 1,340 円	（指摘事項） 領収書日付 3/31 のもの 480 円は 4/14 に経費処理され、領収書日付 3/24 日の 860 円は 4/1 に費用処理されていた。領収書の日付の確認ミスである。今後は、確認の徹底が必要である。
未払税金	未払法人税等（409,840 円）が貸借対照表に計上されていない	（指摘事項） 現行の会計処理は納付時に租税公課処理しているが、発生主義に基づき未払計上すべきである。新会計基準では税効果会計も導入されるため、決算を従来以上に早期化する必要がある。また、倉敷市では毎年度、外郭団体を含めた連結財務

		諸表を作成して公表しているが、当該連結財務諸表にも影響がある。
給与計算	給与計算は、手計算で行っているため、事務作業に時間がかかっており、間違いも発生しやすくなっている。	(意見) 事務の効率化のために給与計算はシステム化が望ましい。
収支計算書	借入金の返済支出 131,565,287 円が「投資活動収支の部」に計上されていた。借入金の借入、返済は「財務活動収支の部」に計上すべきである。	(指摘事項) 平成 23 年 1 月から税務については、顧問税理士により指導が行われている。決算時には公益法人会計基準に基づいた指導を受ける必要がある。
国庫補助金、国庫交付金	科目修正（国庫補助金から国庫交付金へ 110,000 円、国庫交付金から国庫補助金へ 166,600 円）が修正伝票を作成せず、直接決算書を修正していた。	(指摘事項) 決算書を直接修正するべきではない。科目修正をする場合は、修正仕訳伝票を起こして決裁を受ける必要がある。
精算書	堆肥センターでは、小口現金がないため消耗品等を購入する場合は、個人が立替払いして後で領収書によって事務局で現金精算している場合がある。この場合には、領収書以外に証憑がない。	(意見) 個人で立替払いして、後で精算する場合は、内部統制上「精算書」を作成し決裁を受けることが望ましい。

(2) 人件費の監査

指摘事項及び意見

- 1) 諸手当の「手当申請書」等
- 2) 平成 22 年の時間外手当の計算について
- 3) 時間外手当の支給について
- 4) 所得税の源泉徴収
- 5) 年末調整の計算
- 6) 雇用保険料の本人負担分
- 7) 給与ソフトの導入

(3) 生ごみ堆肥センター等視察と一連の監査

現金の管理について

生ごみ堆肥センター担当者は、終業時、毎日本部へ現金を持参するように改めるべきである。本部庶務担当者が回収現金を当日金融機関に預け入れるのが時間的に困難としても、工場事務所で保管するよりは本部金庫で保管する方が圧倒的に安全である。

(4) 製品管理の状況視察

1) 不良在庫の管理について

2) 原価について

製造経費 9,572 千円を含めれば実際原価は 1,263 円となり売価 780 円を原価が上回っており、売上総損失の状態である。生ごみの堆肥化という事業を理解して、この事業に協力的な者か、この製品の品質を理解して求めてくださる顧客のおかげで在庫がはけている状況である。

3) 事業のPR不足

当該事業のPRを従来以上に意識し、販路も船穂地区だけではなく倉敷市内一円に拡大していきけるよう努めるべきである。玉島テレビで、テクノペレットの取材を受け、船穂・玉島地区では一定の効果はあったが、まだまだPR不足である。有効性の把握の意味で、顧客に対するアンケート調査も実施していくべきである。

(5) 農地利用集積円滑化事業の才の神農地 20,692 m²の視察

平成 23 年 5 月時点の時価を算定すると、以下のとおりである。

(金額単位 円)

摘要	面積(m ²)	単価	時価評価額	取得価額	含み損失
未整備農地	4,676	969	4,531,044		
整備済み農地	16,016	3,041	48,704,656		
合計	20,692		53,235,700	180,565,287	-127,329,587

土地の含み損について

平成 23 年 5 月時点で、才の神農地の含み損は約 127 百万円である。倉敷市が公社から簿価で買戻したとすれば、市は少なくとも 127 百万円の損失を被ることとなる。

⑤ 事業の有効性・経済性・効率性 (3E)

事業の継続性について

この事業は、①循環型農業の構築②環境保全型農業の推進③高齢者に就労の場を提供する、という 3 点を柱に堆肥センターの運営を行うものであるが、課題は明確になってきた。年々増加する運営費、更新すれば巨額の設備投資と一定の建設期間が必要である事等これらを念頭に、当該施設の更新をするのか、事業自体廃止するのか、倉敷市と早期に検討し結論を把握すべきである。

9. 社団法人倉敷観光コンベンションビューロー

監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度）

NG：指摘事項ないし意見あり

	検討項目	OK	NG	該当なし	摘要	指摘事項・意見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似している事業・施設はあるか	○			なし	
	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われてはいないか	○			目的は達成済みではない	
	民間の事業者で代替可能な事業を行っているか	○			なし	
	収支が赤字の事業はないか	○			他会計からの繰入、他会計への繰出しを除くと、一般会計は△1,761千円、指定管理・受託特別会計と飲料水販売特別会計はともにプラスである。	
	不採算事業ないし拠点の定期的な見直しは行われているか	○			新溪園事業が平成22年度に赤字となったが、支出の見直しが行われている。	
	長期事業計画を作成しているか	○			法人自体の長期計画はないが、平成16年12月に倉敷市と観光振興協議会が「倉敷市観光振興アクションプラン」を作成しており、それに沿って事業計画している。	
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄附行為の要件を満たしているか	○			定款の定めは、理事は25名以上40名以内、監事は2名以上4名以内	

	役職別の人数・選出 団体は法人の規模・ 事業等を考慮して適 正か	○		理事 29 名・監事 3 名である。 平成 24 年 4 月からの公益社 団への移行に伴い、理事 15 名以上 20 名以内、監事 2 名 以上 4 名以内に変更予定で ある。法人は、人数は特に 問題ないとしている。	
	理事長は常勤か	○		会長は、月一回程度の出社 である。決済及び報告は、適 宜出向いて決裁・承認を得て いる。通常は、専務が常勤で 実務を行っているため特に問 題はない。	
	組織は事業を実施す る上で効果的に編成 されているか	○		事務局内は 3 つの係（観光 振興係、事業推進班、総務 係）	
	市職員（出向）ない し市 OB の活用は適 正か。過度な負担を 強いられていない か。	○		市職員の出向はなし、市 O B 1 名	
	プロパー職員の人材 育成は適正か	○		公的な観光研修会や倉敷市 の管理者研修会に参加をさ せている。	
	能力給の導入は行わ れているか		○	給与体系が市に準じているた め、導入はまだであるが、検 討すべきである。	意見
財務	財務状況が毀損して いないか	○		平成 23 年 3 月での、当期正 味財産増加 1.8 百万円で正 味財産残高 35 百万円であ る。	
	財務数値は適正か	○		監査した範囲内では問題な し	
	収益事業の赤字が非 収益事業の収支を圧 迫していないか	○		収益事業は、3.6 百万円の黒 字（一般会計への繰出しを 除く）	
	市に対する財政依存		○	収益合計 168 百万円に対し	意見

	は過度でないか			て、市からの補助金・委託金は110百万円で65.5%で、市への依存度が大きい。公益認定後は、寄付金、協賛金、会費の増加に努めるとともに、自主事業の拡大にも努力すべきである。	
	基本財産は適正に運用されているか		○	基本財産はない	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		定期預金及び国債で運用	
	現物資産の管理状況は適正か	○			
リスク管理 (契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか	○		平成23年7月に「文書開示事務取扱要綱」を制定して、情報公開に対応した。	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか		○	個人情報保護に関する規程の制定が望ましい。(平成24年4月から個人情報保護規程整備予定)	意見
	苦情解決に関する体制は整備されているか	○		事故報告書で報告することとなっている。	
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	文章はなく、法令順守の徹底を口頭で指示している。コンプライアンス規程の制定が望ましい。	意見
	法務リスクの管理は適正か		○	事業損害賠償保険に加入しているが、いままで法的トラブルはなかった。 法的リスクの総点検が望ましい。	意見
	情報システムのリスク管理は適正か		○	サーバーはレンタルで、貸出し元のセキュリティによっている。ウィルスソフトは導入している。ネットワークパソコンの	意見

				ID、パスワードの設定はしていない。上記のとおりセキュリティ対策が不十分であり、ID、パスワードの設定はすべきである。	
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか		○	実施していない。 経費の問題もあり実施予定もない。 法人の公共性を考えると導入が望ましい。	意見
3E	利用者数等の3Eに資するデータを収集しているか		○	バス駐車場、新溪園、観光案内所の利用データはとっている。また、個々のイベントでの実績報告がある。	
	利用者の満足度調査を実施しているか		○	指定管理者および各種イベント等については、アンケートを実施している。	
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か		○	法人 HP やパンフレット・チラシの作成を行い配布している。	
	支出項目の見直しは定期的になされているか		○		
指定管理者制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか		○	新溪園管理運営のみ。 適切に運営されていると判断した。	
	指定管理事業は当期収支差額が収入の10%以上も計上されていないか（過去3年の単純平均で算定）		○	3年平均で収入の20%のマイナス	
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか		○		
	指定管理者の選定方法は適正か		○	公募である。	

② 内部統制の状況

項目	チェック内容	説明	指摘事項・意見
たな卸資産	・実地たな卸しは、「実地たな卸マニュアル」を作成しているか？	物販事業において、定期的なたな卸は実施しているが、「実地たな卸マニュアル」は作成していない。作成すべきである。	意見
規程等	・監事に関する規程	監事に関する規程がない。 ただし、公益法人移行に伴い監事規程を整備予定である。	指摘事項

③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・固定資産・備品）

	内容	照合した資料	指摘事項・意見
備品及び固定資産	事務局に所在する固定資産のうちサンプルチェック（4件）	現物及び管理台帳	①管理番号と管理シールによる管理が行われていない。（意見）
			②除却処理もれがあった。テレビ（指摘事項）

④ 財務

出納の監査結果

指摘事項・意見一覧

項目	内容	指摘事項・意見
退職給付引当金	・期末要支給額の計算が、自己都合でなく、法人都合により計算していたため、800千円過大となっていた。 ・期末要支給額から共済積立金を引いた額に対して5,144千円引当不足である。	(指摘事項) ・算出計算を文章化しておく必要がある。 ・引当不足については、早急に引当する必要がある。
補助金	人件費補助金の交付基準の給与手当での範囲が不明確である。	(意見) 倉敷市の観光課に対する意見 補助金は給与手当及び福利厚生費に対して90%となっているが、給与手当及び福利厚生費の内容・範囲については明確に定められていない為、補助対象を明確にすべきである。また、後述する（全体的結果）の人件費補助金の対象の明確化について（意見）を参照

貯蔵品	3月の印刷製本費のほとんど2.8百万円は、本部事務所で在庫となっている	(指摘事項) 金額的に大きいため、正しい損益計算を行うためには、期末で貯蔵品計上を要する。
川舟チケットの管理方法	現在は、日報及び統計資料により不正使用されないように管理されている	(意見) 少なくとも1年に1回は、使用済チケット及び使用中のチケットの現物照合をすべきである。

(意見) 人件費補助金の対象の明確化について

10. くらしきシティプラザ東西ビル管理㈱

監査の結果及び意見

① 全般的監査結果(事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度)

	検討項目	OK	NG	該当 し ない	概要	指摘事項・ 意見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似している事業・施設はあるか	○			なし	
	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われてはいないか	○			目的は達成済みではない	
	民間の事業者で代替可能な事業を行っているか	○			なし	
	収支が赤字の事業はないか	○			経常利益は7.8百万円である。	
	不採算事業ないし拠点の定期的な見直しは行われているか			○	不採算事業はない	
	長期事業計画を作成しているか		○		作成していない。 長期計画の作成が望ましい。	意見
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄付行為の要件を満たしているか	○			定款の定めは、取締役は15名以内、監査役は2名以内	
	役職別の人数・選出団体は法人の規模・事業等を考慮して適正か	○			現状の人数(取締役9人、監査役2人)で問題はない。	
	社長は常勤か	○			社長は倉敷市長で非常勤、市のOBの専務が常勤で通常業務を行っている。	
	組織は事業を実施する上で効果的に編成されているか	○			総務課、施設課の2つのみで、各課2名ずつで最小限の必要人数である。	
	市職員(出向)ないし市OBの活用は適正か。過度な負担を強いられていないか。	○			市職員の出向はなし、市OB2名(専務、施設課長)	
	プロパー職員の人材育成は適正か		○		実務教育のみ 人員育成計画が望まれる。	意見
	能力給の導入は行われているか		○		市の給与規程に準じている。 株式会社として、能力給を検討す	意見

				べきである。	
財務	財務状況が毀損していないか	○		平成 23 年 3 月での、純資産 121 百万円である。	
	財務数値は適正か	○		監査した範囲内では問題なし	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか		○	収益事業は、3.6 百万円の黒字（一般会計への繰出しを除く）	
	市に対する財政依存は過度でないか	○		売上高 92 百万円に対して、市からの委託金は 23.7 百万円で 25.5%である。	
	基本財産は適正に運用されているか		○	基本財産はない	
	リスクの高い金融商品を購入していないか		○		
	現物資産の管理状況は適正か	○			
リスク管理（契約・情報システム）	情報公開に関する体制は整備されているか		○	規程はなし。現在作成を検討中 市の第三セクターの会社としては、情報公開に対する規程の整備が必要である。	意見
	個人情報保護に関する体制は整備されているか		○	個人情報に関する規程はない。 市の規程に合わせた個人情報保護に関する規程の制定が必要である。	意見
	苦情解決に関する体制は整備されているか		○	体制の整備が必要	意見
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	規程は作成していないが、口頭で注意を呼びかけている。文書化が望ましい	意見
	法務リスクの管理は適正か	○		顧問弁護士に相談している。	
	情報システムのリスク管理は適正か		○	ネットワーク化しているパソコンについては、ウイルス対策は実施しているが、ID・パスワードの設定はしていない。セキュリティ対策が不十分である。ID、パスワードの設定はすべきである。	意見
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか	○		法定監査対象外 会社の規模を考えると、現状のままで問題なし	
3E	利用者数等の 3E に資するデータを収集しているか		○		
	利用者の満足度調査を実施しているか		○		
	ホームページ・パンフレット等による事業の PR は十分か	○		事業の PR を行なっていないが、事業内容から PR の必要性があまりない	

支出項目の見直しは定期的になさ れているか	○	顧問税理士に相談している
--------------------------	---	--------------

② 内部統制の状況

項目	チェック内容	説明	指摘事項・意見
規程等	下記の規程を作成しているか？ <ul style="list-style-type: none"> ・役員に関する規程(監査役会規程) ・組織に関する規程(取締役の業務・権限規程、職制・業務・権限規程(承認・決済規程含む)) ・人事・労務に関する規程(企業秘密に関する規程) ・文書管理に関する規程(文書取扱規程、文書保存規程、印章管理規程) ・監査役に関する規程(監査役業務執行規程、監査手続書) 	会社は現在、必要最小限の規程等しか作成していない。会社の現在の業務内容から、判断して、左記の規程が不足している。	(指摘事項) 文書管理に関する規程および組織に関する規程を優先的に作成すべきである。

③ 現物照合(現金・預金・出資金・借入金・固定資産・備品)

	内容	照合した資料	指摘事項・意見
現金	小口現金	現物および現金出納帳	
預金	普通預金 会社は月次決算をしておらず、例えば平成23年12月31日時点など、一定時点の預金残高を会計帳簿に記帳できていない為、残高照合の基準日は23年3月31日とした。	通帳及び残高証明書	(指摘事項) 月次決算を実施するとともに、少なくとも預金残高については、毎月残高を把握し、会計帳簿の記録と照合すべきである。
備品及び固定資産	所在する固定資産のうちサンプルチェック(5件)	現物及び管理台帳	管理番号と管理シールによる管理が行われていない。(意見)

④ 財務

出納の監査結果

監査手続	監査結果	指摘事項・意見
貸借対照表・損益計算書と試算表、総勘定元帳との照合	問題なし	
22年度末の資産・負債の科目別内訳書の内容検討	問題なし	
市との受託事業収入について、委託契約書、事業実績報告（委託料精算書）と照合	3つの契約とも、一部再委託が行われているが、市への承認申請を行っていない。	指摘事項
	年次での業務完了報告書を作成していない。	指摘事項

11. 倉敷市開発ビル㈱

監査の結果及び意見

全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度）

	検討項目	Ok	NG	該当なし	摘要	指摘事項・意見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似している事業・施設はあるか	○			なし	
	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われてはいないか	○			目的は達成済みではない	
	民間の事業者で代替可能な事業を行っていないか	○			なし	
	収支が赤字の事業はないか		○		営業損失が続いている。 収支改善計画が必要である。	意見
	不採算事業ないし拠点の定期的な見直しは行われているか	○			特定の目的会社であるため、見直しは行われていないが、特に問題はない	
	長期事業計画を作成しているか		○		作成していない。 長期計画の作成が望ましい。	意見
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄付行為の要件を満たしているか	○			定款の定めは、取締役は5名以内、監査役は3名以内	
	役職別の人数・選出団体は法人の規模・事業等を考慮して適正か	○				

	社長は常勤か	○		社長は倉敷市長、専務は副市長で共に非常勤である。市のOBの取締役(委託先の専務も兼ねている)が通常業務を行っている。	
	組織は事業を実施する上で効果的に編成されているか	○		社員なし	
	市職員(出向)ないし市OBの活用は適正か。過度な負担を強いられていないか。	○		市職員の出向はなし、市OB1名(取締役)	
	プロパー職員の人材育成は適正か		○		
	能力給の導入は行われているか		○		
財務	財務状況が毀損していないか	○		平成23年3月での、純資産1,920百万円である。	
	財務数値は適正か	○		監査した範囲内では問題なし	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか		○		
	市に対する財政依存は過度でないか	○		市との取引はなし	
	基本財産は適正に運用されているか		○	基本財産はない	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		預金はすべて普通預金	
	現物資産の管理状況は適正か	○			
リスク管理 (契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか		○	業務はすべて委託している為会社としての整備はない	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか		○	同上	
	苦情解決に関する体制は整備されているか		○	同上	
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	同上	
	法務リスクの管理は適正か		○	同上	
	情報システムのリスク管理は適正か		○	同上	
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか	○		法定監査対象外 平成20年に減資するまで、法定監査を受けていた。受けなくとも問題なし	
3E	利用者数等の3Eに資するデータを収集しているか		○		
	利用者の満足度調査を実施しているか		○		
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か		○		

支出項目の見直しは定期的になされているか	○	支出項目が限定されているため、随時見直し
----------------------	---	----------------------

② 現物照合（現金・預金・固定資産・備品）

	内容	照合した資料	指摘事項・意見
現金	保有なし		
預金	普通預金 会社は月次決算をしておらず、例えば平成23年12月31日時点など、一定時点の預金残高を会計帳簿に記帳できていない為、残高照合の基準日は23年3月31日とした。	通帳及び残高証明書	（指摘事項） 少なくとも預金残高については、毎月残高を把握し、会計帳簿の記録と照合すべきである。
固定資産	固定資産台帳を閲覧したところ、固定資産の内容は建物等で固定資産の現物確認に適した項目が見当たらなかったこと、また、インターホン設備（放送設備）は台帳にあったが百貨店の営業中につき省略した。		

④ 財務

出納の監査結果

監査手続	監査結果	指摘事項・意見
借入金、修繕負担金、預り建設協力金、修繕積立金について、関係資料と照合	修繕積立金について、管理組合からの残高証明書はないため、確認ができなかった。管理組合では、個々の組合員の積立金残高は把握しておらず、残高証明は出せないとのことである。	